

本巣市から転出される方へ

岐阜県本巣市役所（令和7年4月）

異動日から14日以内に、転出証明書を添えて新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。（正当な理由がなく、届出をしない時は過料に処せられることがありますので、ご注意ください）
 転出証明書に記載してある転出予定日や転出先が変わった場合でも、新住所地の市区町村役場で転入届が出来ますので、転出証明書は必ずお持ちください。
 下記の項目に該当する方は、それぞれ必要な手続きをしてください。詳細は事前にお問い合わせください。※来庁される方の**本人確認書類・申請者（申出者）の印鑑（朱肉使用のもの）**をご持参ください。

○システムで申請書打ち出し
 □市民課で申請対応
 ■担当課で申請対応

項目	チェック ☑	確認	対象となる方	必要なもの	必要な手続き	届 出 窓 口		システム				
						本庁舎	根尾分庁舎	富士	加茂	総窓	総行	富士 ストッ
印鑑登録			印鑑登録をされている方	印鑑登録証	印鑑登録証は、転出（予定）日をもって、本巣市での登録は廃止になります。	①市民課 市民窓口係 058-323-7750	根尾支所 地域調整課	○	○	○	□	書類不要
マイナンバー			マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの交付を受けている方	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード	継続利用（転入地で手続き） 希望する場合、転入日から14日以内、転出予定日から30日以内に転入地で転入の届出をしてください。 券面記載事項変更 国内で住所を異動する方は転入地で、国外転出する方は本巣市でそれぞれ手続きを行ってください。 返納の届出 今後カードの継続利用を希望しない方のみ手続きを行ってください。							書類不要
			マイナンバーカードの交付を受けていて本籍地が本巣市の方	マイナンバーカード	コンビニ設置マルチコピー機でのコンビニ交付利用登録申請 ※コンビニ交付で戸籍証明書を発行できるようにするための手続							書類不要
国保			国民健康保険に加入されている方	被保険者証または、資格確認書 限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証 特定疾病療養受給者証 世帯主及び転出される方のマイナンバーカード等の個人番号が分かる書類	国民健康保険異動届 被保険者証、資格確認書等の返還	①市民課 医療保険係 058-323-7750	根尾支所 地域調整課	○	○	○	□	
後期高齢			後期高齢者医療に加入されている方	被保険者証または、資格確認書 限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証 特定疾病療養受給者証	資格確認書等の記載事項の変更（県外へ転出の方） 負担区分等証明書、障害認定等認定証明書の交付手続き（県外へ転出の方）							
福祉医療			福祉医療（乳幼児等・重度・母子・父子）の医療費助成対象の方	福祉医療費受給者証	福祉医療費受給者証の返還							
税			税金に関すること （別紙「転出される方へ（市税等について）」のとおり）	□ 市県民税 □ 固定資産税 □ 軽自動車税 □ 納付		②税務課	根尾支所 地域調整課					■
障がい			特別障害者手当又は障害児福祉手当又は福祉手当を受けている方		本巣市での手続きは必要ありませんが、転入地で住所変更の手続きを行ってください。	⑥福祉支援課 障がい福祉係 058-323-7752	根尾支所 地域調整課					■
			特別児童扶養手当を受けている方									
			自立支援医療・自立支援給付を受けている方	受給者証								
			重度障がい車タクシー乗車券を持っている方	重度障がい者タクシー乗車券								
介護保険			介護認定を受けている方	介護保険被保険者証	（もとす広域連合以外への転出の方） 受給資格証明書の交付手続き 資格喪失届出 被保険者証の返還	⑤長寿支援課 058-323-7754			○		■	□
			65歳以上で介護認定を受けていない方	介護保険被保険者証	（もとす広域連合以外への転出の方） 資格喪失届出 介護保険被保険者証の返還							

裏面もあります。

項目	チェック ☑	確認	対象となる方	必要なもの	必要な手続き	届 出 窓 口		システム				リッ ス トッ
						本庁舎	根尾分庁舎	富士	加万	総窓	総行	
高齢福祉			緊急通報装置を利用している方	装置の返却 ・固定型は装置本体とペンダント ・携帯型は装置本体と充電器	装置の返却 返還届の記入	⑤長寿支援課 058-323-7754	根尾支所 地域調整課					■
児童手当			児童手当を受けている方		児童手当消滅届出（受給者が転出の場合） ※お子様が転出の場合は要相談	⑥福祉支援課 子育て支援係 058-323-7752	根尾支所 地域調整課					■
児扶手当			児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書	住所変更届 資格喪失届（転出先では受給資格がない方）							■
上下水道			上下水道を使用されている方		使用者変更・休止・廃止届出 上下水道料金の精算 ※使用者変更日・閉栓希望日の3開庁日前までに届出してください。	④上下水道課 上下水道管理係 058-323-7760	根尾支所 地域調整課			○		■
犬			犬を飼われている方	鑑札（犬を連れて転出される場合のみ）	犬の登録事項変更届出 （犬は市内で飼い続ける場合は本巢市で、犬を連れて転出される場合は転出先の市区町村でそれぞれ手続きが必要）	③環境課 058-323-7751	根尾支所 地域調整課					■
市営墓地			市営墓地（住吉墓地・溝口墓地）を使用されている方	墓地使用許可証	墓地返還届 （市内在住者に引き続き使用を承継される場合は墓地使用承継許可申請）	③環境課 058-323-7751						■
防災無線			世帯全員が転出される方 （戸別受信機が貸与されている方）	戸別受信機	戸別受信機の返還手続き	2階⑨総務課 防災安全係 058-323-5191	根尾支所 地域調整課					■
原付			原動機付自転車又は小型特殊自動車を登録されている方	標識（ナンバープレート） 標識交付証明書	廃車手続き	②税務課 市民税係 058-323-8133	根尾支所 地域調整課					■
幼児園			市立保育園・市立幼稚園へ通園されている方		退園届出 保育料や給食費の精算	2階⑮幼児教育課 058-323-7753						■
留守家庭			留守家庭教室を利用されている方		辞退届							
小中学校			市立小学校及び市立中学校へ通学している方		学校で、転校用在学証明書及び教科書給与証明書の交付手続き、給食費の精算	2階⑭学校教育課 058-323-7763						■
			要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費を受けている方		転出手続き							
市営住宅			市営住宅に入居されている方		転出手続き	2階⑯都市計画課 058-323-7758						■